

平成 22 年 5 月 25 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2007～2009

課題番号：19530004

研究課題名 (和文) 江戸幕府及び諸藩の法曹的吏員の研究

研究課題名 (英文) A Study of Professional Legal Staffs of Edo Bakufu and some Hans

研究代表者

神保 文夫 (JIMBO FUMIO)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20162828

研究成果の概要 (和文)：

(1) 江戸時代の法曹的吏員としてもっとも重要な幕府の「評定所留役」の制度史とその日常的法実務について、可能な限り詳細に究明した。

(2) 金沢藩の裁判制度と法曹的吏員について、幕府と比較しつつその特徴を明らかにした。

(3) 「敵討帳」の写本に基づき、町奉行所における敵討・妻敵討の記録作成・保管のあり方を明らかにするとともに、敵討・妻敵討の法制度及び法思想の変化について論じた。

研究成果の概要 (英文)：

(1) I studied about history of the most important legal staffs "Hyojoshō-tomeyaku" (Conference Chamber Recording Officers) of Tokugawa Shogunate and their daily practices as possible in detail.

(2) I studied and clarified the characteristics of the judicial system and the legal staffs of Kanazawa-han (feudal clan), while comparing them with those of Tokugawa Shogunate.

(3) Based on a manuscript of "Katakiuchi-cho" (Register of Revenges), I clarified the record making and safekeeping in the Town Commission Office and studied about the legal system of Kataki-uchi (Revenge against Enemy) and Megataki-uchi (Revenge against Wife's Enemy, or Adulteress and Adulterer) and the change of the thought of them.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史、近世法、法曹、法実務、裁判、評定所、町奉行所、金沢藩

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで幕府の民事裁判実務を中心とする江戸時代の法実務のあり方について、法曹法ないし実務法学の形成という観点から研究を積み重ねてきた。それらの研究を進める中で、法曹法・実務法学の形成・発達を担った法曹的吏員そのもののあり方について研究すべき余地が少なからず残されていることに想到し、この研究計画を立てるに至った。すなわち、江戸時代の法曹的吏員と目されるもののうち、町奉行所与力に関する研究は比較的進展しているが、幕府中央の法曹的吏員としてもっとも重要と考えられる評定所留役に関しては、制度史的な解明も未だ充分ではなく、まして個人の経歴や法実務の実態について、文書や記録の作成・保管などといった法廷内外での日常的活動のレベルにまで立ち入って考察されたものはなほ少なかった。また、諸藩の法曹的吏員について研究されたものほとんど無いに近い状況であった。

2. 研究の目的

江戸時代の法曹的吏員（評定所留役などの法実務担当者）について、(1) 幕府の機構・組織の制度史的側面から再検討することにより法曹法発達の制度的基礎を明らかにするとともに、(2) 法曹的職務にあった具体的な個人についてその経歴や日常的活動のレベルにまで立ち入って追究し、更に(3) 特徴ある藩について法曹的吏員の組織と勤務内容、その日常的活動の実態等を幕府の法曹的吏員のあり方と比較しつつ解明する。

これらの検討を通じて、江戸時代の法曹法の発達が日本の近代法形成・西欧近代法受容の前提条件の一つとなったことを明らかにする。

3. 研究の方法

この研究は、研究代表者が一人で行い、3年間で完結させるものである。

法曹的吏員に関する江戸幕府及び諸藩の機構・組織等の制度史的側面について再検討し、更に具体的な個人の経歴や日常的活動のレベルまで追究するためには、活字翻刻された史料によるだけでは不十分であり、各地の図書館・史料館等に架蔵されている未公刊史料を採訪調査する必要がある。幕府法に関する未公刊史料群の主要なものは現在東京・京都・大阪等にその多くが集まっているが、そ

れ以外の各地にも幕府法関係史料が少なからず伝存していることについて既にある程度知見を有しており、それらの再調査も含め、新たな史料蒐集に努める。藩法史料は、各藩の旧藩庁所在地に伝存しているもののほか、東京や京都等にも相当量のものが集積しているため、いくつかの藩を対象として法曹的吏員に関する史料の調査・蒐集を行い、幕府法と比較しつつ、その特徴を明らかにすることを試みる。

初年度及び第2年度は上記の史料調査・蒐集を主としつつ、蒐集した史料の分析・検討を進める。最終年度である第3年度は、可能な限り史料調査・蒐集を継続しつつ、研究のまとめを行う。

4. 研究成果

研究実施計画に従い、江戸幕府及びいくつかの藩の法曹的吏員の制度と法実務の実態を窺うべき史料の調査・蒐集につとめた。3年間の研究期間に蒐集することができた史料は、筆写によるもの（釈文のほか史料メモを含む）が400字詰原稿用紙865枚余、電子複写によるものが約430枚、マイクロフィルム（写真撮影を含む）からの引伸印画が約3700枚、デジタルカメラによる撮影が約3130コマに及ぶ。それらの分析・検討に基づく主な成果は、以下の如くである。

(1) 江戸時代の法曹的吏員としてもっとも重要な幕府の評定所留役に関して、その制度史的展開を明らかにするとともに、個人の経歴や法実務・裁判実務に関する日常的活動にまで立入り、その実態を可能な限り究明した。史料的には、評定所の沿革を考証した江坂孫三郎編「憲府記原」（安永5年（1776）成立）の写本として従来存在が知られていた京都大学所蔵本以外に、財団法人三井文庫所蔵「評定所雑記」に部分的に引用された別本を参照し、更にこれまでほとんど利用されていない江戸城多聞櫓文書（国立公文書館所蔵）やその他の新史料等を加えることにより、評定所留役の職制沿革史を一層詳細に跡づけることが可能となった。これらに基づき明らかにすることができた評定所留役創設前後の事情と、その後の制度的展開の概要は、以下の通りである。

まず、評定所留役の創置を元文3年（1738）と述べている近年の論著もあるが、それは誤りで、初めて留役が置かれたのは貞享2年（1685）6月14日であったことが確認できる

(秋田三郎左衛門(政森)ら3名)。それ以前は、勘定所より支配勘定が出役して、式日・立合すなわち評定所開廷日当日(あるいは「当座」)の御用だけを勤め、「吟味もの」(実質審理)は奉行の家来が行っていた。留役はその後4名、5名と増員され、支配勘定あるいは勘定がこれを勤めていたが、宝永2年(1705)4月5日留役5名(久保田佐次右衛門(隆政)、藤井善右衛門(信安)、菌部新五郎、小野寺十左衛門(秀明)、伊藤彦七郎(正光))が御目見を仰付けられ初めて將軍綱吉に拝謁し、以後は勘定との兼任ではなく留役専任となった。「憲府記原」、「吏徴別録」等は更に元文3年(1738)5月19日に3名増員されて計8名となったとしているが、『大岡越前守忠相日記』には元文5年(1740)5月7日条にその記事が見え、後者のほうが正しいように思われる(なお、武鑑に8名の「御勘定留役」が記載されるのは、寛保2年(1742)刊の「寛保武鑑」からである)。

また、享保16年(1731)までは役扶持が五人扶持であったが、同年3月に十人扶持、更に元文3年(1738)3月には二十人扶持と増俸されており、留役の必要性・重要性が認められてきたことが窺われる。この頃(定員8名となった元文年間)までは、留役は評定所公事の審理を担当し、内寄合や手限の吟味物にはかかわらなかったが、奉行の依頼に応じ奉行宅へ赴いて審理を行うようになった。また、御定書懸り留役2名は奉行宅へ赴くことはなく、評定所へ公事人と呼び出して審理するだけであったが、延享末には公事方御定書の本文改訂作業が一段落して御定書御用が少なくなったため、御定書懸りも奉行宅へ赴いて審理を行うようになった。なお享保14、5年(1729-30)の頃までは、留役宅に公事人と呼出して審理をしていた。

宝暦以降、公事方御定書の法文が最終的に確定し、裁判の主要な準拠として用いられるようになると、御定書の条文の解釈・適用をめぐる判例法の発達が顕著となるが、その主要な担い手というべき評定所留役の職制もまた、この時期に一層の充実・整備が進められている。すなわち、宝暦3年(1753)7月16日、留役1名の欠員ができた跡に助4名を任じ(うち1名は支配勘定)、役金十五両ずつが支給されることとなった。この頃までは、留役は月番奉行宅で、月3回(上中下)の宅日のうち上旬と下旬の2回寄合、留帳を調べ、手帳・帳外を突き合わせて公事数等を確認するのであったが、その際改方1名及び書物方1、2名が来て、改方は「目付の心にて立合」、すなわち監察官的立場で同席した。しかるに、留役の人数が多くなったので、土山藤右衛門(孝祖)と佐久間忠兵衛(清慎)が留役のとき(宝暦元年6月5日から同6年7月10日の間)に、評定所での寄合になった。

宝暦5年(1755)3月15日、助3名が本役に昇格し、本役8名、助3名となった。同8年(1758)12月16日、留役と助が増員され、本役10名、助5名となり、助は御用扶持十人扶持が支給されることとなった(助のうち3名は支配勘定)。翌9年(1759)2月15日には新規に書役20名が任命されており(それにもない従来書物方8名、同助10名であったのが書物方8名、同助2名に減員されたが、書物方・同助の人員はその後幕末まで増減がある)、このように評定所吏員が増えたため、伝奏屋敷の一部に留役部屋を建て、その他の御用達場も拡げるなどしている。なお明和2年(1765)11月には、書役2名が欠員となった跡に書役の部屋住の俵3名が書役見習として採用された。明和5年(1768)留役1名の欠員があり、本役9名・助5名となった。

留役組頭は、宝暦8年(1758)12月2日、留役より佐久間忠兵衛(清慎)が任ぜられたのが最初で、佐久間は御勘定何方組頭に任ぜられた際に評定所留役組頭を勤めるべき旨書付を以て命ぜられたのであったが、同13年(1763)4月2日、佐久間の後任となった評定所留役江坂孫三郎(正恭)は、当初より留役組頭として任ぜられている。「評定所留役御勘定組頭」として武鑑に掲載されるようになるのは宝暦10年(1760)刊の「大成武鑑」からで、三百五十俵高・役料百俵である。また評定所留役は百五十俵高・役料二十人扶持で、これらの役高・役料は幕末まで同様である。

なお、評定所留役が寺社奉行所及び町奉行所に出役する制度があったが、その沿革に関しては平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(後掲)及び石井良助『近世民事訴訟法史』(同)に述べられた以上の知見を得るところがなかった。

文化3年(1806)正月、関東郡代兼役の勘定奉行中川飛騨守が役替になった後は郡代が任命されず、郡代附留役であった芦沢軍次郎(正永)・久須美権兵衛(祐明)の両名は評定所留役として一時過人(定員超過)となった(このことから、関東郡代附留役もまた、評定所留役より出役するものであったことがわかる)。しかるに久須美権兵衛はその後町奉行吟味物調役に任ぜられ、翌文化4年(1807)には留役2名の増員が認められて芦沢軍次郎も留役になり、また助より山岡範五郎が留役に任ぜられ、都合留役の本役11名、留役助5名が定員となった。

このほか留役当分助が4、5名あり、留役助に欠員ができれば助に補せられるものであったというが(後掲松平太郎『江戸時代制度の研究』上巻)、当分助の設置及びその後の推移等に関して新たな知見を得るところはなかった。幕末の一史料(「江戸城多聞櫓

文書)によれば、留役は勘定・支配勘定の中から任ぜられるが(一時は勘定・支配勘定以外からも任じたが、のち旧に復した)、留役は「御仕置筋・公事吟味物等」すなわち刑事・民事の裁判を取り扱うので、他の一般行政部局と異なり「銘々氣象之剛柔、且者得手不得手ニ寄、格別御用弁にも拘り可申、並々之人選とも違候」ものであり、「留役相応之人物乏敷」状態である。そこで、「両三年留役申付相様(ため)し候ハ、留役ニ相応可致哉否哉見留も付可申儀ニ付、相応不致ものは年限明ヶ出役差免し、往々可御用立と見込候者は不差免、猶又年限を以引続出役為致置、留役明有之節申立候様仕候方御用弁ニも可相成候」云々と述べられており、これが当分助に相当するものかとも思われるが、なお後考に俟ちたい。

法実務・裁判実務によって法制度が形成・変容される過程を具体的に知ることができる一例として、金銀出入における切金弁済制の運用を見ることにする。江戸では、金銀出入の裁許は相手方(債務者)に三十日限済方が申し付けられるが、日限内に債務の一部を弁済すれば残額について長期間にわたる分割弁済が認められ、これを「切金」と称した。しかしてその弁済方法は、債務額に応じ所定の切金員数を毎月2回奉行所へ持参して訴訟人(債権者)に支払うのであるが、これを月1回としている史料もあり、弁済頻度についてどのように法定されていたのか、研究者の間で議論があった(本間修平「延享三年の相対済令について」、見城幸雄教授頌寿記念事業会編『法制と文化』所収、愛知大学文学会、1999)。しかるに「雑記問合之部」(京都府立総合資料館寄託「谷口家資料」)に見える記事(安永7年(1778)「評定所江家来并領分之者差出方」に関する藤堂和泉守問合に対する挨拶)に、「切金は四日廿一日両度取遣ニ可致筈之処、或四日ニ罷出切金相渡、廿一日相手不参ニ付、差紙遣シ、翌四日ニ罷出切金渡候儀、定例之様ニ相成来候、右差紙は三奉行連印ニ候間、何れ之奉行所ニ而も相替儀ハ無之候」云々と述べられており、月2回であるべき弁済がこのような経緯で次第に事実上月1回しか弁済しないようになり、それが定着したものであったということが判明する。このように、法制度が実務の運用によって変容されていく過程を、具体的な例に即して明らかにすることができた。

これらのほかにも、法実務・裁判実務の必要上作成されたと思われる手控類によって、法曹的吏員の日常的な執務の様子を具体的によく窺うことができる。たとえば「公辺諸法集」乾(江戸東京博物館所蔵・石井良助コレクション)の中で、評定所留役が自宅で執務することを「宅調」と称しているが、裁判官の「宅調」という実務慣習と用語は現代に

至るまで生きている(倉田卓次『裁判官の戦後史』筑摩書房、1987、野村二郎『日本の裁判官』講談社、1994など)。江戸時代の法実務・裁判実務の伝統は、明治以後も受け継がれたものが少なくなかったが(林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説・判決原本の遺産』信山社、1998)、このようなところにも伝統的法実務に由来するものを見出すことができるといえよう。

幕府の評定所留役に関しては、古く松平太郎『江戸時代制度の研究』上巻(武家制度研究会、1919)に通りの叙述がなされていたが、第二次大戦後の研究としては平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、1960)及び石井良助『近世民事訴訟法史〔法制史論集第八巻〕』(創文社、1984)があるのみで、これらを超えるものはなかった。本研究では、新史料により評定所留役創置前後の事情、その後の制度的展開を可能な限り詳細に跡づけるとともに、評定所留役の日常的な法実務の実態や、法曹法的制度の形成・変容等について、具体的に明らかにすることができたと考ええる。

(2) 金沢藩の裁判制度と法曹的吏員の法実務について、幕府法と比較しつつその特徴を考察した。幕府の裁判官制が「行政官兼務方式」であったのに対して、金沢藩は「専任裁判官設置方式」をとった代表的な藩であるとされるが(服藤弘司『刑事法と民事法〔幕藩体制国家の法と権力IV〕』創文社、1983)、同藩の最高裁判所というべき公事場の責任者である公事場奉行の権限・活動の詳細や、ましてその下で実務に携わる役人の職制や執務の実態等については、これまで十分論じられることがなかった。本研究では、金沢市立玉川図書館近世史料館(加越能文庫)所蔵「公事場奉行動方帳」、「公事場附役人勤方帳」等の史料により、公事場における裁判実務を具体的に明らかにした。

文政7年(1824)6月時点での公事場附役人は、公事場筆算番(早川権太夫、板坂二右衛門の2名、配下に公事場付足軽小頭共22名・牢屋小遣小者3名)、公事場割符方(坂井宇右衛門、多田権八、岡本平八の3名)、公事場取次并検使方(多田権八、杉江宇右衛門、小田伝兵衛、鈴木藤作、森乙作、榊原三郎兵衛、三田村佐七郎、国枝浅右衛門の8名、但し多田権八は本役割符方、検使方兼帯)、公事場留書役御算用者(宮地吉之助、坂井権五郎、森相五郎の3名)等であった。公事場での裁判実務のあり方を窺うことができる史料の一部を示すならば、以下の如くである(「公事場奉行動方帳」文政7年(1824)9月)。「吟味者之義ハ、式日前ニ御用番之奉行ニ而、先々より引渡之口書を初一巻書キ物等夫々

相しらへ、留書役御算用もの呼寄、猶又吟味方不相洩ためしらへ書調置、公事場江罷出、吟味者名書同役并場附御横目江相廻、取次与力ニも相渡、牢より出候而糺候者ハ、鍵番町下代江も名書相渡為出、吟味所江足輕為添罷出候故、前口書有之者ハ取次ニ為読、其通相違無之哉と尋候上、段々遂吟味申候、本人相糺候上、一件之者共召出候義、公事場并奉行宅ニ而相しらへ、召状指遣吟味方本人同様ニ御座候、人々申分ニより不審等相糺相濟候上、口書所江為退、取次与力へ右尋方ヶ条書相渡候へハ、於口書所右取次之者口書下相認、本人江為読聞候上、奉行前江罷出候而読立候故、吟味之時分申口之趣ニ相違不仕哉、得と承、口書宜候得者、足輕共ニ清書為相調、右清書を御用番之者江取請、下書ハ与力より直ニ場附御横目へ遣申候、右口書を以、御用番之奉行手前ニ而、留帳江吟味方之大抵を調、口書ハ一巻之袋へ入置申候。

従来、金沢藩の公事場ないし公事場奉行についてはおおむね「藩国官職通考」（石川県図書館協会、1932）や「加賀藩御定書」（金沢文化協会、1936）等の記事に基づいて概説されるに止まっていたが、本研究では公事場奉行だけでなく公事場附諸役人の日常の実務まで踏み込んで、その活動の実態を明らかにすることができたと考える。

(3) 従来その名称だけが知られ、現物の存在が確認されていなかった「敵討帳」の写本を見出し、それに基づき町奉行所における敵討・妻敵討の記録作成・保管のあり方を明らかにするとともに、敵討・妻敵討の手續及び法思想の変化等を論じた。

名古屋大学所蔵「諸国敵討届書」（文化5年（1808）写）は江戸幕府北町奉行所に備え付けられていた「敵討帳」の写本と思われ、寛文10年（1670）5月9日から寛政6年（1794）2月13日に至る194件の敵討届（うち妻敵討28件）を収録したものである。この史料によって、敵討・妻敵討が区別なく混在して記載（「帳付」）されていること（「妻敵討帳」なるものがあつたとする説は誤り）、記載形式・内容が既に定型化されたものとなっていること、帳付は南北町奉行所の双方に行われ、ないしは両奉行所で帳付の情報が共有される体制になっていたことなどが判明するほか、敵討・妻敵討に関する法制・法意識をよく窺うことができる。

一例をあげれば、江戸時代前期には妻や弟など目下の親族のための敵討が公的に認められていたことが確認できるが、妻を殺した者も妻の密通相手も共に「妻之敵」と称している。妻の生命・貞操に対する侵害は、夫の妻に対する支配権の侵害と考えられたのであり、それゆえに敵討・妻敵討が混在したまま敵討帳に帳付されているのである。貞操は、

妻の義務であるだけでなく、夫が支配・管理・防衛すべきものであった。

敵討に関する史料や論著は夥しいものがあるが、江戸幕府の公的な記録でまとまって残っているものはきわめて少ない。また、現在伝わる幕府法に関する史料、ことにその運用の実態を窺うべき判例史料の類で江戸時代前期（公事方御定書成立以前）に遡るものは一般にはなはだ乏しい。本研究では、私的刑罰権たる敵討・妻敵討という限られた分野に関してではあるが、江戸時代前期から始まる町奉行所記録を発見・紹介することにより、慣習法的制度の整備・変容の過程や法意識の変化の一端を明らかにすることができたと考える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 神保文夫「（書評）小倉宗『近世中後期の上方支配——「御仕置例類集」の検討を中心に』」、法制史研究、59号、282～285頁、2010、査読無
- ② 神保文夫「北町奉行所『敵討帳』の一写本——天和期以降——」、名古屋大学法政論集、224号、279～326頁、2008、査読無
- ③ 神保文夫「北町奉行所『敵討帳』の一写本——寛文・延宝期——」、名古屋大学法政論集、223号、159～204頁、2008、査読無

〔その他〕

ホームページ等

- ①（講演）神保文夫「江戸時代の法と文学——敵討・妻敵討の虚構と現実——」（於豊田加茂内科医会館講堂、2009年6月27日）
- ②（講演）神保文夫「江戸時代の法制と文学・演劇」（第69回名大サロン、於名古屋大学花の木、2008年5月30日）、『中日新聞』2008年6月18日朝刊に紹介記事掲載
- ③（講演）神保文夫「江戸時代の裁判実務」（PSIM〔実務技能教育教材共同開発共有プログラム〕コンソーシアム・NITA〔National Institute for Trial Advocacy＝全米法廷技術研修所〕学術交流協定調印式記念講演会、於名古屋大学文系総合館カンファレンスホール、2008年2月9日）、『法学部ニュース』30号（2008年4月）に紹介記事掲載
- ④（講演）神保文夫「江戸時代の裁判制度」（公民教育研究会第7回高校・大学公民教育フォーラム、於ウィル愛知・愛知県女性総合センター特別会議室、2008年1月26日）
- ⑤（紹介）神保文夫「図書資料の活用を考える——『法学部ギャラリー』の試み——」

『Libst Newsletter』11号、2007年11月、
http://libst.nul.nagoya-u.ac.jp/report/f_report.html)

⑥ (講演) 神保文夫「江戸庶民の文藝と法—
—川柳近世法制史—」(名古屋大学附属図
書館研究開発室第27回オープンレクチャー、
於名古屋大学附属図書館多目的室、2007年9
月10日)、『Libst Newsletter』11号(2007
年11月、
http://libst.nul.nagoya-u.ac.jp/report/f_report.html) に紹介記事掲載

6. 研究組織

(1) 研究代表者

神保文夫 (JIMBO FUMIO)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20162828